

令和7年第5回教育委員会臨時会  
(11月27日開会)

台東区教育委員会

○日 時 令和7年11月27日（木）午前9時39分から午前9時58分

○場 所 台東区役所 6階 教育委員会室

○出席者

教 育 長	佐藤 徳久
教育長職務代理者	神田しげみ
委 員	川崎 修一
委 員	浦井 祥子

○出席者

事務局次長	佐々木洋人
庶務課長	山田 安宏
児童保育課長	村松 有希
指導課長	宮脇 隆
教育改革担当課長 兼教育支援館長	増嶋 広曜

○日 程

日程第1 議案審議

- 第56号議案 東京都台東区特定乳児等通園支援事業の運営の基準に関する条例の意見聴取について
- 第57号議案 東京都台東区教育委員会教育長の給与及び勤務に関する条例の一部を改正する条例の意見聴取について
- 第58号議案 東京都台東区幼稚園教育職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の意見聴取について
- 第59号議案 東京都台東区乳児等通園支援事業の設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例の意見聴取について
- 第60号議案 東京都台東区幼稚園教育職員の初任給、昇格及び昇給等に関する規則の一部を改正する規則
- 第61号議案 東京都台東区幼稚園教育職員の期末手当に関する規則の一部を改正する規則
- 第62号議案 東京都台東区幼稚園教育職員の勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則（別表第2の改正）
- 第63号議案 東京都台東区幼稚園教育職員の勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則（第4条及び第5条の改正）

第64号議案 東京都台東区幼稚園教育職員の義務教育等教員特別手当に関する規則の一部を改正する規則

第65号議案 東京都台東区幼稚園教育職員の特殊勤務手当に関する規則の一部を改正する規則

日程第2 教育長報告

1 報告事項

(1) 庶務課

ア 令和7年度特別区人事委員会勧告について

午前9時39分 開会

○佐藤教育長 ただいまから、令和7年第5回台東区教育委員会臨時会を開会いたします。

本日の会議録署名委員は、浦井委員にお願いいたします。

なお、垣内委員は所用のため、本日は欠席でございます。なお、教育長及び在任委員の過半数の出席を得ておりますので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第14条第3項の規定により、本日の会議は有効に成立しております。

ここで、傍聴について申し上げます。本日の議題は、東京都台東区教育員会会議規則第15条第1項に該当する案件であり、傍聴にはなじまないため、非公開で聴取したいと思います。なお、非公開会議の会議録については、本来公開するものではございませんが、本臨時会の案件については、区議会報告後に公開することといたしたいと思います。

〈日程第1 議案審議〉

第56号議案

第59号議案

○佐藤教育長 それでは、日程第1、議案審議に入ります。

議案の提案理由及び内容について、説明をお願いします。

はじめに、第56号議案を議題といたします。なお、関連する第59号議案についても、一括して議題といたします。

児童保育課長、説明をお願いします。

○児童保育課長 それでは、第56号及び第59号議案につきましてご説明をいたします。両議案は、先日11月4日の本委員会でご報告させていただきましたが、乳児等通園支援事業の実施に向けた事業所の認可及び確認を行うため条例の整備を図るものでございます。

はじめに、第56号議案、東京都台東区特定乳児等通園支援事業の運営の基準に関する条例の意見聴取について説明いたします。本案は地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条の規定に基づき提出するものです。

恐れ入りますが、PDFの4ページをご覧ください。本条例案は、子ども・子育て支援法の改正に伴い、特定乳児等通園支援事業の運営の基準を定めるものです。具体的には、乳児等通園支援事業者が給付費の支給対象として適切であるかを区が確認するため、目次の第2章に記載のとおり、利用定員や運営に関する基準を定めます。なお、PDF4ページ以降に記載の条例案の内容につきましては、国が示した基準のとおりとしております。

PDF22ページの付則をご覧ください。本条例の施行日は令和8年4月1日からとしています。

恐れ入りますが、議案書の2ページ、PDFの3ページにお戻りください。教育委員会の意見案として、原案に異存ありませんとしております。

第56号議案の説明は以上です。

続きまして、PDF23ページ。第59号議案、東京都台東区乳児等通園支援事業の設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例の意見聴取についてご説明させていただきます。

ます。本案につきましても、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条の規定に基づき提出するものです。

恐れ入りますが、PDF26ページの新旧対照表をご覧ください。本条例案は、国が定める乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準の改正に伴い、所要の改正を行うものです。

はじめに第9条において規定の対象を「乳児等通園支援事業者の職員」から「乳児等通園支援事業所の職員」に改正いたします。こちらについては、第10条、第13条、第18条も同様に改正をいたします。

続いて、第16条第6号において、「乳児及び幼児の区分ごとの」を削り、同条第7号において、「並びに」を「その他の」に改めます。

次のページをご覧ください。第20条第3項において、記載のとおり利用定員の定義を加えます。

また、第26条中、余裕活用型乳児等通園支援事業の読み換え規定を削除いたします。

さらに、第27条において、「その職員」を「その乳児等通園支援事業所の職員」に改めます。

次のページの付則をご覧ください。本条例の施行についても、令和8年4月1日からとしています。

恐れ入りますが、PDF24ページにお戻りください。教育委員会の意見案として、原案に異存ありませんとしております。

議案のご説明は以上でございます。

なお今月4日に報告いたしました乳児等通園支援事業の実施に向けた準備についてのご報告の際、実施予定施設数が17施設とお伝えしたところですが、その後、認可保育所1施設、地域型保育事業所1施設より認可申請辞退の連絡があったため、現在は15施設を予定しているというところにつきましても併せてご報告をさせていただきます。

長くなりましたがご説明は以上です。第56号及び第59号議案について、よろしくご審議の上、いずれも原案どおりご決定くださいますよう、よろしく願いいたします。

○佐藤教育長 ただいまの説明につきまして、何かご質問等はございますでしょうか。  
よろしいでしょうか。

(なし)

○佐藤教育長 これより採決いたします。

第56号議案及び第59号議案については、原案どおり決定いたしたいと思っております。これにご異議ございませんか。

(異議なし)

○佐藤教育長 ご異議ございませんでしたので、原案のとおり決定いたしました。

第57号議案

第58号議案

第60号議案

第62号議案

第63号議案

第64号議案

第65号議案

〈日程第1 教育長報告〉

2 報告事項

(1) 庶務課 ア

○佐藤教育長 次に、第57号議案を議題といたします。なお、関連する第58号議案、第60号議案、第62号議案から第65号議案、日程第2、教育長報告の報告事項、庶務課のアについても、一括して議題といたします。

はじめに、庶務課長、説明及び報告をお願いします。

○庶務課長 それでは、第57号議案及び第58号議案、第62号議案から第65号議案のところまで、一括してご説明をさせていただきます。

はじめに、報告の資料1のところをご覧ください。令和7年特別区人事委員会の勧告についてでございます。本年の特別区人事委員会勧告は職員の給与水準について、民間従業員の給与水準と均衡させることを基本とし、10月14日に各区議会議長及び各区長に対して行われました。

まず資料の一番、月例給の改定につきましては(1)のとおり、公民比較の結果、民間給与との格差は3.80%、金額にして1万4,860円となりました。(2)の改定の内容につきましては、この差を解消するため、若年層の職員に重点を置きつつ、全ての級及び号給について給料月額を引上げるとしております。(3)の実施時期につきましては、令和7年4月1日に遡及するとしております。

続きまして、2番の特別給でございます。まず(1)の公民較差は0.07月でございました。(2)改定の内容につきましては、期末手当と勤勉手当の合計の年間支給月数を0.05月引上げて、4.90月とし、引上分につきましては期末手当及び勤勉手当に均等に配分することとしております。令和6年度と7年度の期末勤勉手当の配分の詳細につきましては資料の表のとおりでございます。それから(3)の実施時期につきましては、令和7年12月1日から実施としております。

続きまして、3番の義務教育等教員特別手当についてです。教育公務員特例法等の改正に伴い、義務教育等教員特別手当の月額について、規則で校務に応じた額を定めるため、校務の種類を新設いたします。

次に4、特殊勤務手当についてです。支給対象となる業務の程度及び金額の見直しを行ってまいります。

なお、ただいまの3番・4番につきましては、令和8年1月1日から実施いたします。

最後の5ですが、勧告に伴って改正する条例及び規則をまとめたものでございます。これらの勧告の内容につきまして、特別区長会では勧告どおりに実施することとし、職員団体との交渉の結果、11月20日、妥結いたしました。

特別区人事委員会勧告についてのご説明は、以上でございます。

続きまして、第57号議案及び第58号議案について、一括して説明をさせていただきます。この二つにつきましては、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条の規定に基づき、議会への提出前に区長から教育委員会へ意見を求められたため提出するものでございます。

まず第57号議案についてでございます。3ページをご覧ください。本件につきましては先ほどご説明させていただきました、特別区人事委員会の勧告を受けまして、特別職議員報酬及び給料審議会からの答申を受けたものを踏まえて改正をいたします。

新旧対照表をご覧ください。第1条の規定による改定では、教育長の給料額を2万7,000円増額した82万円に改定。併せて12月に支給される期末手当につきましては、0.05月の引上改定を行います。また、第2条の規定による改定では、6月及び12月に支給される期末手当を0.025月引上げの改定を行います。

付則をご覧ください。第1条の規定による規定に関しては公布の日から、第2条による規定は令和8年4月1日からの施行となっております。

続きまして、第58号議案について。

こちらは新旧対照表をご覧ください。今回の改正はこちらも先ほどご説明いたしました特別区人事委員会勧告を受けまして、職員団体と妥結したため勧告を踏まえた改定を行うものでございます。まず新旧対照表の中の第1条の規定による改正では今年度から施行する内容を、また第2条の改正では来年度から施行する内容をそれぞれ規定しております。はじめに、第1条による今年度に関する改正でございます。第27条は12月の期末手当の支給月数を引上げる改正、第30条は12月の勤勉手当の支給月数を引上げる改正、第31条は教育公務員特例法等の改正に伴い、義務教育等教員特別手当の月額について規則で定める校務の種類を考慮する旨を定めるものでございます。

なお今回の改正で設定いたします校務類型につきましては、条例第2条に規定する幼稚園教育職員が行う全ての園務となっております。

別表第1でございますが、こちらにつきましては月例給を引上げる給料表の改正となっております。資料につきましては後ろにつけてございますので後ほどご確認をいただければと思います。

続きまして、第2条の規定による来年度に関する改正になります。第27条は引上げ後の期末手当の支給月数を6月と12月に均等に割り振る改正、第30条は引上げ後の勤勉手当の支給月数を6月と12月に均等に割り振る改正でございます。

付則でございます。第1項につきましては施行日でございます。第1条の規定は公布の日から、ただし第1条中第31条第2項については令和8年1月1日からの施行といたしまして、

第2条の規定は令和8年4月1日から施行することを定めるものでございます。また、付則第2項以降につきましては、改定後の給料表の適用日等について定めるものでございます。

この二つにつきましては、それぞれ教育委員会の意見案といたしまして、本委員会としては原案に異存ありませんといたしました。

続きまして、第62号議案及び第63号議案についてご説明いたします。まず、第62号議案、東京都台東区幼稚園教育職員の勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則でございます。

第62号議案の別表第2に減額率についてございますが、こちらに関しましては、その改正を行う場合、職員に対する不利益が発生する関係から遡及適用ができませんので、令和7年12月2日施行とする必要があることから、第63号議案の中の第58号議案の改正に伴う規定整備とは分けての改正となります。

新旧対照表をご覧ください。私事欠勤等による減額率の割合を新旧対照表のとおり改めるものでございます。

続きまして、第63号議案でございます。本案は第58号議案の改正に伴う規定整備のために提出するものでございます。

こちら新旧対照表をご覧ください。こちらの内容につきましては先ほど最初にご説明をいたしました勧告のとおり改正を行うものでございます。支給月数等の改正が行われております。

続きまして、第64号議案をご覧ください。こちらは義務教育等教員特別手当に関する規則についてでございます。こちら先ほどの第58号議案の改正に伴う規定整備のために提出するものでございます。

お手数ですが、新旧対照表をご覧ください。義務教育等教員特別手当の月額につきまして、規則で定める公務の種類を考慮する旨を定めるために第2条の2を新設いたしました。また、それに伴い前条の文言整理も行っている改正でございます。

続きまして、第65号議案、特殊勤務手当に関する規則についてでございます。本案は支給対象となる業務の程度及び支給額を定めるために改正するものでございます。

こちら新旧対照表をご覧ください。教員特殊業務手当の別表第1の業務の程度、別表第2の支給額を改める改正でございます。

なお本案につきましては、第58号議案をご決定いただきまして、令和7年区議会第4回定例会において条例改正が可決されることを前提としたものでございます。第58号議案もしくは区議会が条例改正が否決されたときは改めて提出するものになります。

ご説明は以上となります。第57号議案、第58号議案及び第62号議案から65号議案までにつきましては、よろしくご審議の上、原案どおりご決定いただきますよう、よろしくお願いいたします。

○佐藤教育長 次に、指導課長、説明をお願いします。

○指導課長 それでは、第60号議案、東京都台東区幼稚園教育職員の初任給、昇格及び昇給等に関する規則の一部を改正する規則についてご説明いたします。本案は先ほど第58号

議案で意見聴取しました。東京都台東区幼稚園教育職員の給与に関する条例の一部を改正する条例が令和7年第4回区議会定例会で決定されることを前提に提示するものでございます。

PDF8ページ、新旧対照表をご覧ください。別表第3、昇格時対応号給表について、改正後の幼稚園教育職員の給料表に合わせ、改正を行うものでございます。

PDF11ページ、付則をご覧ください。付則のとおり、施行日は公布の日からとしております。また、条例の改正に伴いまして、本規則の改定は、令和7年4月1日に遡って適用することとしております。本案につきましては、原案どおりご決定いただきますよう、よろしく願いいたします。

○佐藤教育長 ただいまの説明につきまして、何かご質問等はございますでしょうか。よろしいですか。

(なし)

○佐藤教育長 これより採決いたします。

第57号議案、第58号議案、第60号議案、第62号議案から第65号議案については、原案どおり決定いたしたいと思っております。これにご異議ございませんか。

(異議なし)

○佐藤教育長 ご異議ございませんでしたので、原案のとおり決定いたしました。なお、報告事項の庶務課のアについても報告どおり了承願います。

#### 第61号議案

○佐藤教育長 次に、第61号議案を議題といたします。

庶務課長、説明、報告をお願いします。

○庶務課長 それでは、第61号議案、東京都台東区幼稚園教育職員の期末手当に関する規則の一部を改正する規則についてご説明いたします。本案は欠勤等の日数から高齢者部分休業及び育児部分休業を除く旨を定めるため提出するものでございます。

新旧対照表をご覧ください。現行期末手当の計算基礎となる在籍した期間から除算するものとして、高齢者部分休業及び育児部分休業や子育て部分休暇を含めているものがございましたが、欠勤等の日数としてこれらを算定しないようにする改正でございます。

こちらは社会情勢や職員の子育て環境等の充実を踏まえるための改正となっております。

こちらにつきましても、よろしくご審議の上、原案どおりご決定いただきますようお願い申し上げます。

○佐藤教育長 ただいまの説明につきまして、何かご質問等はございますでしょうか。よろしいですか。

(なし)

○佐藤教育長 これより採決いたします。

第61号議案については、原案どおり決定いたしたいと思っております。これにご異議ございま

せんか。

(異議なし)

○佐藤教育長 ご異議ございませんでしたので、原案のとおり決定いたしました。  
本日の案件については、以上となります。  
全体を通して、その他何かご発言等がございますでしょうか。  
よろしいでしょうか。

(なし)

○佐藤教育長 以上をもって、本日予定された議事日程は全て終了いたしました。  
これをもちまして、本日の臨時会を閉じ、散会といたします。

午前9時58分 閉会